

2022年9月27日

「確定給付企業年金に関する数理実務基準」及び  
「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」並びに  
「確定拠出年金に関する数理実務基準」及び  
「確定拠出年金に関する数理実務ガイダンス」の改定草案の公開

公益社団法人日本年金数理人会

前回（2021年12月20日）の改定および制定には反映せずその後の法令通知等の公布発出を受けて反映していくこととした、令和6年12月1日以降に他制度掛金相当額を実質的に27,500円と扱う経過措置に関する取扱いについて、確定拠出年金法施行規則等の改正が行われたことを受け、前回の改定および制定以降に判明した取扱いと併せて、確定給付企業年金に関する数理実務基準及び確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス、並びに、確定拠出年金に関する数理実務基準及び確定拠出年金に関する数理実務ガイダンスの改定草案を取り纏めましたので、公益社団法人日本年金数理人会実務基準等運営規則第3条に則り、ここに公開いたします。

改定草案に対するコメントがありましたら、2022年10月11日までに下記提出先へ書面（原則として電子メール）にてご提出ください。

また、ご提出いただきましたご意見につきましては、氏名を含め公表させていただく場合があるほか、個別には回答いたしませんので、予めご了承ください。

(書面提出先)

E-mail : mitann-208@jscpa.or.jp

FAX : 03-5442-0700

郵便 : 108-0014 東京都港区芝4-1-23 三田NNビルB1F

以上